



特別号

2021.12.17

国鉄労働組合博多地区本部
責任者 / 穴井 憲 寿
編集者 / 教 宣 部
事務所 / 博多駅東2-18-28
ジェントリー博多 201

会社から掲示物撤去要請

先日、会社側から「某駅効率化」について記載した掲示物の撤去要請がありました。

その理由が「**社外秘情報を労働組合の掲示板に掲載したら、社外の者が会社を訪問した際、目にする可能性があり情報漏洩につながるから**」というもの。

社外秘情報については、SNSに投稿したり、社外の関係者にメール等で知らせたりすることにより意図的に部外に向けて周知することが厳禁であるというのが一般的な認識であるため、正直度肝を抜かれましたが、組合掲示板にも掲載してはいけないというのであれば、会社からの提案を組織として検討し要求を出すこと自体が困難になると同時に、社内の組合員よりも社外の通行人への影響を重要視するのは、組合掲示板を設置する意義を考えても、首を傾げずにはられません。

ところで、これと似たような事例をめぐって過去に裁判が行われています。

東海旅客鉄道事件（東京高判平29.3.9）

乱暴を承知で簡単にまとめますが、同事件では、組合員が賞与を5%減額された理由が納得できず、苦情処理委員会に申し出たところその説明に納得できず、抗議のビラを組合掲示板に掲載したところ、同委員会の内容や賞与の減額理由が非公開である事を理由に会社は「**服務規律を乱すもの**」と考え、ビラを撤去しました。これについて、地裁では撤去が適当とされましたが、高裁で違法とされ、最高裁も同判断を維持しました。

この判決のポイントは、**本件減率適用事由を秘密とする利益がその公開においてどの程度侵害されるのかという点と、減率適用事由を公開することの組合活動にとっての意義という点**との相互の要素の比較考量によって判断をしていることです。

今回掲示した内容は、交渉で提案されるよりも前からすでに多くの社員に知れ渡っており、必然的に社外の者にも伝わっている可能性は十分に考えられます。社外秘とはいえ、情報としてそれほど機密性が高いものであるにもかかわらず、社内においてここまで噂として広がるのは、会社の管理体制の方に過失があるからとしか思えません。また、本提案を掲示板で組合員に周知できないことにより、議論の機会が奪われ、私たち現場社員の労働環境の悪化が確定的になることを考えると、今回の会社による掲示物撤去要請は、社会通念上相当と言えるものではありません。

そして何より、撤去を要請されたのは「国労はかた」のみ。なぜでしょうか？